

第三十一回

参議院社会労働委員会会議録第十五号

(一九七)

昭和三十四年三月十二日(木曜日)午前
十一時三分開会

委員の異動

三月十一日委員重政庸徳君辞任につき、その補欠として横山フク君を議長において指名した。

本日委員光村甚助君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝保 柴田 木下 常岡 英二君
委員 友敬君 草葉 隆圓君 紅露 みづ君 斎藤 昇君
谷口 弥三郎君 西田 信一君 横山 フク君 小柳 勇君 藤田 藤太郎君 光村 甚助君 竹中 恒夫君
衆議院議員 八木 一男君
國務大臣 厚生大臣 松野 賴三君
政務委員 総務長官

総理府総務副長官 佐藤 朝生君
総理府特別地域連絡局長 石井 通則君
厚生大臣官房長 厚生大臣官房長 小山 進次郎君
厚生省兒童局長 高田 浩運君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国民年金法案(内閣送付、予備審査)
○国民年金法案(衆議院送付、予備審査)
○国民年金法の施行及び国民年金との年金等との調整に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。三月十一日付をもつて重政庸徳君が辞任し、その補欠として横山フク君が選任されました。

○政府委員(松野賴三君) ただいま議題となりました南方同胞援護会法の一部を改正する法律案につきまして、それを改正する法律案につきまして、その理由を願います。

法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○政府委員(松野賴三君) ただいま議題となりました南方同胞援護会法の一部を改正する法律案につきまして、その理由を願います。

本日の会議に付した案件

の提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のように、南方同胞援護会は、沖縄、小笠原等の南方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対する援助を行い、もってその福祉の増進をはかることを目的として、昨年の九月に特殊法人として設置され、現在、南方地域に関する諸問題についての調査研究及び定期刊行物等の発行、講演会等の開催その他必要な啓蒙宣伝並びに南方地域に居住する日本国民に対する援助等の業務を行なつておるのあります。

ところで、南方地域のほか、終戦以来、ソビエト社会主義共和国連邦により占領され、事実上その支配下にある北方の地域に関しましても、調査研究、啓蒙宣伝その他南方同胞援護会が現在行なつておる業務と同じ種類の業務を行ひ、その解決の促進をはからなければならぬ諸問題があるのであります。

そこで、南方同胞援護会が、当分の間、南方の地域に関する業務のほか、南北の地域に関する業務をもあわせ行うことで、南方同胞援護会が、当分の間、南方地域に関する業務のほか、北方の地域に関する業務をもあわせ行うことができるようにならしたいと考えますので、その根拠法である南方同胞援護会法の一部を改正する必要がある

のであります。

○木下友敬君

けつこうなことに思う

のですが、小笠原と南千島には現在邦

人はいないのではないかと思ひます

が、たとえば小笠原に帰りたいといふ

措置として一項を加え、南方同胞援護会は、当分の間、北方の地域に関する業務を行なつても、同会が行なつておる南方地域に關する業務と同種類の業務を行なうことになります。

次に、これらの業務を、当分の間、南方同胞援護会に行なわせることにいたしましたのでございますが、現在同会は、沖縄、小笠原に關する各種の業務を行なつており、これらの地域にやや類似する北方の地域の業務に關しまして、当分の間といたしましたのは、この北方の地域に關しまして、まだソ連との平和条約が締結いたされず、その地域についてまだはつきりとした決定がありませんので、今後の情勢を勘案いたしまして、さらに検討するということにいたし、さしあたり、暫定的に同会においてとり行なうこととするのが適当と考えたのでござります。

なお、これらの方の地域に關する

業務に要する経費をいたしまして、南方同胞援護会に対する補助のうち、明

年度におきましては百五十万円を予定

いたしておるような次第でございま

す。

○木下友敬君 御質疑を願います。

○委員長(久保等君) 御質疑を願いま

いたします。

○木下友敬君

けつこうなことに思ひます。

のですが、小笠原と南千島には現在邦

人はいないのではないかと思ひます

が、たとえば小笠原に帰りたいといふ

のであります。

○木下友敬君

同島出身の人がたくさんおつて、それに対するいろいろの処置がなされてお

○政府委員(石井通則君)　ただいまの
してもらいたい。

御質問でござりますが、小笠原に關しましては、終戦前、軍の廃開命令によりまして全部本土に引き揚げて参りました。終戦後になりまして、いわゆる歐米系に祖先を有する人たちだけ百三十名ほどを東京の方に帰属許可いたしました。

○政府委員(石井通則君) その当時に全部が許可されて帰つたのであるかといふことと、それから現在七千七百おける者は、全部が帰りたいと言つておるのか。その中の一部はやはり内地で暮しておるものいといふように考へておるのか。それから内地へ残つておる人の生活状態がどういろいろになつておるか、これに対する援護の概況はどうであるかといふようなこともあわせて話して下さい。

○政府委員(石井通則君) その当時に
お見えましては、島民のほとんど大部分

しておるような次第でございまして、小笠原の問題といたしましては、本土におりまする島民がなるべくすみやかに機会に小笠原の方に歸島いたしたいというようより要望いたしてありますて、この問題に關しまして、あらゆる機会において、外務省を通じてアメリカ

カ側と話し合いをいたしておるよりなり
次第でございます。北方地域も、終戦後
しばらくの間、その地域の日本人が居
住いたしておりますが、ソ連の占領地
後、逐次本土に帰國を命令されまし
て、二十三年ころにはその全員が本土
に帰り、その大部分が北海道に居住す
たとしておるような次第でございます。
○木下友謙君 小笠原に帰つたのは百
五十名ですか、百三十名。

○政府委員(石井通則君) 百三十五名
です。

○木下友義君 そうしますと、あとに
残つておるのが七千七百だそうでござ
いますが、第一に伺いたいのは、その
とき、百三十五名帰したときは、もう一
とたくさん的人が帰りたいと申し出たま
での中から百三十五名だけ許されて
帰ったのか、當時これだけが帰りた

と申つて申し出た者が百三十五名で、全部が許可されて帰ったのであるかども、いふことと、それから現在七千七百おる者は、全部が帰りたいと言つておるのか。その中の一部はやはり内地で暮しておるのもいと、いろいろ考へておるのか。それから内地へ残つておる人の生活状態がどういうふうになつておるか、これに対する援護の概況はどうであるかといふことをあわせて話して下さい。

○政府委員(石井通則君) その当時におきましては、島民のほとんど大部分が帰島を希望いたしまして、GHQその他いろいろな方面に陳情いたしておつたようなら、また別途いろいろいたしておつたようだございまして、百三十五名だけが許可されたような次第でございました。現在のところ、東京都、神奈川、静岡、その他各府県に散在いたしておりますが、いろいろ島民の要望その他につきましても、適当の機会にときどき調べておりますけれども、現在、私もどもが聞いておりますところによりますと、直ちに帰島いたしたいといふうな者は、そのうちの三分の二か四分の一くらいで、その後、逐次帰島しないといふような、いわゆる帰島希望者ですが大部分であるといふに考えてあります。なお、小笠原島民の援護に關しましては、これが本土に居住いたしております関係から、一般の援護についておきましては、従来の日本本土に居住しております者と同様に、生活保護その他の援護が行はれておるわけでござりますが、小笠原の島民が、いろいろ生活窮しておるということ、また、平を守るための援助におきましては、小笠原について

は潜在主権を持つておつて、そしていわゆる小笠原のあります土地等は、まだその所有権を失つていないと建前をとつておりますが、そこで失つたといいますか、その権利を行使できないというような立場から、講和発効前の損失等を考えまして、見舞金として千七百万円ばかり政府から支給いたしました。それから講和発効後に閑まましては、アメリカと交渉いたしまして、もしアメリカからもえられたいう場合におきましては、國庫に返すということで、二年間にわたって一億四千万円を見舞金として支給いたしますよろな次第でござります。

○木下友蔵君 それでは、あとで参考となる資料を一つ見せていただきたいと思いますのと、いま一つお尋ねしておきたいのは、南方同胞援護会の会計の状況ですね。予算、決算の状況、これには、発足したのは三十二年の九月だったと思いますが、その九月一日からその後の会計の状況ですね。國からどれくらい出て、それからほかからどれくらい行っている、どういう方面にどう使つたというようなことの概況を一つ説明していただきたい。

○政府委員(石井通則君) 南方同胞援護会の予算、決算の細部につきましては、現在手元にございませんが、昭和三十一年の九月に発足いたしまして、その年の国庫補助金は千万円でござります。それから昭和三十二年度におきましては、収入決算の方は一千三百二十万四千八百一円でございまして、支出決算は七百二十五万三千六十五円となつてござりまして、その残りの五百九十五万一千七百三十六円を、新しく発足しました予算に組み入れました。三十二年九月一日から三十三年三月三十一日までの決算は、収入におきまして二千百七十三万七千九百二十円、支出決算は一千八万五百万七十七円になつております。これに対しまして、政府の補助金は五千五百万でございます。三十三年度は現在決算進行の途中でございますが、政府補助金は一千三百五万でござります。それから新年度の補助金の予算は一千四百万円を予定いたしております。

○木下友敬君 三十二年の九月から三十三年の三月三十一日まで、収入が二千百七十幾ら、その中には千五百万の政府の補助も入つてですか。

○政府委員(石井通則君) この政府補助金の千五百万と申しますのは、財団法人時代からの三十一年度における総額が千五百万でございます。そろして三十二年の四月一日から八月三十日までは、収入決算額が一千三百二十万と、それから三十二年の九月一日から三十三年度末までの収入決算額が、二千百七十三万というような数字になつておりますし、いわゆる総額三千万円をこしておるわけでござります。その三千円に対しても前年度にわたつて千五百円を補助したわけでございまして、残りの千五百万といふのが、各方面からの寄付金になつております。

○木下友敬君 ああしまつた、こんなのが聞くんじやなかつたと思います。何かごたごたとして、頭が悪いからほんとにわかりにくい。これはあとで、一つはつきりバランス・シートくらいは作つて見せてもらわぬと、この法案の北を南の中に加えるということ、これはわかるのですよ。しかし、政府の補助金が入つていて、どうな、こういう問題で、そこで相談してごたごた検討——検討されるけれども、一々こへ書いてみましたけれども、わからぬですよ。何とか文句が言いたいけれども言えぬのだ、こっちがわからぬから。おそらくあなたの方でもあまりはつきりしていないだろと思う。大体実際文句を言えば、南を北の中に加えるといふのも大体おかしいのですよ。はつきり南方とあるのを今度は北

方に入れるのだ、南方を北方に入れかえるというならいいけれども、白を黒と言つたり、黒の中に白を入れますといふ。こういう言い方、それはおかしいと思う。今の会計を聞くとなおさらおかしい。やつておられることには敬意を表しますよ。また、必要なことである。いやしくも国会に対するならそれくらいの資料の提出——会計はこういうふうになつております。援護の状況はこうである、こういうふうに金を使いました、それくらいのことは説明しない限りね。ただ、北を南に加えますといふような議案の説明だけでは、僕は納得いかない、きちつと説明して下さい。

○政府委員(石井通則君) 南方同胞援護会が財團法人としてできまして、昭和三十二年の議会で、自民党、社会党

の議員の方々の共同提案で、南方同胞援護会法が成立いたしましたのでございまして、その関係から、三十二年度の南方同胞援護会の決算といふものが、財團法人時代のものと、それから法律による法人のものとが分れておるわけでもございまして、そこで別々に説明いたします。非常にまずい説明を申し上げたといふ非常にまずい説明を申し上げます。まことに申しわけなかつたとおもります。財團法人時代の一千万円を十萬円の決算とそれから法律による法人になりましてから、その年度におきまして、その決算といたしましては三千万円をこれまでおりまして、その年度の國庫補助といつしまして千五百万円を支給いたしましたのでございまして、従つて、前年度に前の財團法人にさしあり補助した分の残った金の——寄付金も入つておりますけれども、五百円という

ものが新しく法人に引き継がれた、このううような格好になつておりますので、ちょっと決算が少しこたごたしておるような状況でございます。
○木下友敬君 私は、千五百万円政府から出、三十三年度千三百萬円、三十四年度は一千四百万、これは決して多い限りね。ただ、北を南に加えますといふようにそんな議案の説明だけでは、僕は納得いかない、きちつと説明して下さい。

○政府委員(石井通則君) 議会が財團法人としてできまして、昭和三十二年の議会で、自民党、社会党の議員の方々の共同提案で、南方同胞援護会法が成立いたしましたのでございまして、その関係から、三十二年度の南方同胞援護会の決算といふものが、

いう方々に直接会つて知つておる。しかし、今の御答弁の内容のような考え方では、あなたの方のやつておられることが、非常に強いもので、あなたの考えておるようになんかやつてある。僕は、その島民の方々のそういう懸念、悲願にこたえていないと思う。ほんとうにそういう島民のためを思つてやつておられるなら、もつとこの国会に提出するときにはつきりした考え方述べられるだけのふだんの心がまえなり準備があるわけです。ほかんと出てきて、この法案をここに出せばすらすらと通るのだといふような気持で、実際に島民の方にはこれだけのことをしております、島民の気持になつて仕事をしておられるなら、もつとこの国会に提出するときにはつきりした考え方述べられるだけのふだんの心がまえなり準備があるわけです。ほかんと出てきて、この法案をここに出せばすらすらと通るようになります。どうかその気持をよくみとりいただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 私も今の説明ではどういう活動をしておられるかといふことがよくわからぬ。少くとも政府の補助が一千五百萬円も出て、そらして経理の内容がここでわれわれが聞いてもわからぬ。どういう作業をして、どう私どものできるあらゆる力を注いでおるようになります。どうかその気持をよくみとりいただきたいと思います。

○木下友敬君 あなたがそれほど一生懸命にやつておられ、それから援護会の方々もこの非常に専い仕事に打ち込もうともよくわからぬ。私は援護措置をやるのだからたくさん金が必要となるのです。たくさん金は堂々と要求されたいといふ思ひます。

○政府委員(石井通則君) 承知いたしました。

○委員長(久保等君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して下さい。

○政府委員(松野精三君) 政府の提出資料がはなはだ不備でございまして、

○木下友敬君 木下委員、藤田委員に対する御答弁に

○委員長(久保等君) 速記をやめて下さい。

○政府委員(石井通則君) ただいまいろいろ御指示をいたしましたこと、

私が今までお尋ねしたことについて十

二二

は、一生懸命やつていることは認め、

私の言い過ぎは考えるとしても、国会に提出するときにそんな心がまえでございまして、私はこの仕事のためにはんとうに熱意をもつてやつておるようになります。沖縄に関し

まして、あるいは恩給法とか、軍人遣が帰りたいという希望、熱願、これは非常に強いもので、あなたの考えておるようになんかやつてある。僕は、その島民の方々のそういう懸念、悲願にこたえていないと思う。ほんとうにそういう島民のためを思つてやつておられるなら、もつとこの国会に提出するときにはつきりした考え方述べられるだけ一生懸命やつておるならば、国会に提出し、説明するときには、もつとよく準備をして、納得のいくようになんかやつてある。僕は、もう少し今度は、小笠原島民にそれまで申しましたような見舞金等を大蔵省と交渉して出します。また、それによつて現在、小笠原島民は全島民を株主とした小笠原漁業株式会社を作りました。小笠原島民の自力更生に一生懸命にやつております。私どもその島民の要望にこたえまして、私どものできるあらゆる力を注いでおるようになります。どうかその気持をよくみとりいただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 今のようなことをつよくわかるような資料で出していただきたいと思います。

○政府委員(石井通則君) 承知いたしました。

○委員長(久保等君) 速記をやめて下さい。

○政府委員(松野精三君) つかまつたところは、今述べられたように、私は敬意を表しますけれども、これじや国民が納得しないです。

○委員長(久保等君) 他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きまことにあります。

まことにあります。昭和三十二年度におきますする同胞援護事業いたしましては、啓蒙宣伝に四百六十八万六千八百二十円使っておりますし、調査研究に二十九万円、そ

れから職業補導事業費に二百五十九万円、小笠原の帰島促進の援助費に三十

五万円、それから対外折衝費といつしまして、六百五十一万七千五百二十円、そ

ういうような事業をやっておりまし

て、特にこの対外折衝面につきまして、小笠原の島民の要望につきま

してはアメリカと交渉もいたしております。また、国内におきましては、先ほど申しましたよな見舞金等を大蔵

省もつとまじめにちゃんと資料を整して、島民の生活のためにあらゆる努力をして参つております。小笠原に関し

ましても、絶えず外務省と協力いたしまして、小笠原の島民の要望につきま

してはアメリカと交渉もいたしております。また、国内におきましては、先ほど申しましたよな見舞金等を大蔵

省と交渉して出します。また、それによっては、もう少し今度は、小笠原島民にそれほど申しましたよな見舞金等を大蔵

省と交渉して出します。また、それによつて現在、小笠原島民は全島民を株主とした小笠原漁業株式会社を作りました。小笠原島民の自力更生に一生懸命にやつております。私どもその島民の要望にこたえまして、私どものできるあらゆる力を注いでおるようになります。どうかその気持をよくみとりいただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 私も今の説明ではどういう活動をしておられるかといふことがよくわからぬ。少くとも政府の補助が一千五百萬円も出て、そらして経理の内容がここでわれわれが聞いてもわからぬ。どういう作業をして、どう

うことを私希望して私の意見をやめます。非常に遺憾に思う。

たものと認める」と、御異議せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正

意見等おありの方は、討論中にお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。それでは、これより南方同路援護会法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を、原案の通り可決することに賛成の方は举手を願います。

○委員長(久保等君) 全会一致で採用
〔賛成者挙手〕

もつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) 次に、児童福利

法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

改正の要点は、骨関節結核にかかるところとしたことであります。御承知のように、骨関節結核の療養は非常に長期間にわたるのであります。が、特に児童については、心身の発育途上にあることから、適切な生活指導のもとに、医療と教育とをあわせ受けることができるようになります。が必要であると思うであります。このために、これらの児童を、教育及び生活指導面においても、適切な態勢にある病院を指定してこれに入院させ、医療の給付及び学習に必要な物品の支給を行ひ得ることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保等君) 次に、政府委員から本案の細部説明を聴取いたします。

○政府委員(高田浩連君) 簡単に説明をさせていただきます。この改正の対象となつております骨関節結核にかかる児童、当委員会には医学的専門家がおられますので、病気そのものについての御説明は省略させていただきます。いわゆる俗にいうカリエス等にかかる児童、これに対する制度でございます。この児童がどのくらいいるかといふことでございます。いろいろな資料から推定をいたしまして、全国で約千五百と推定をいたしております。こういった児童は、今提案りますと、大体平均一年半を入院をい

たとしておるという状況でござります。こういうふうに長く入院をいたしておられます。特に児童でありますたために、おとなと違った配慮を要することには言ひませんし、それにつきましては、結局学習というものをあわせ行うという態勢をとるといふこと、それから治療については生活指導が非常に重要なウエートを持つてくる、そういう点を特に考えなければいけないことで、この制度を考えたのを見れば児童福祉に欠ける、そういうふうな結果にもなりかねないといふことです。病気はなおつたけれども、結果的に見れば児童福祉に欠ける、そういうふうな結果にもなりかねないといふことです。そういう意味で、治療と学習とそれから生活指導というものが、あわせて行える態勢でこの療育を行はかっていきたいのでござります。

もつとも、この制度、法律を改正する以前におきましたも、事實上、国立療養所等を指導いたしまして、そぞろにいつた態勢をできるだけ作るようになしております。現に約二百人が、国立療養所において、そういう意味での治療を受けている状況でございます。しかし、まあ御承知のように、おとなでありますといふと、全額保険で負担ができるという場合もござりますが、児童の場合におきましては、よくいへいわゆる半額の場合が、まあいい状況でございますし、今申し上げましたように、非常に長期にわたりますたまに、費用の上においても相当かかります。といった点も考え方あわせまして、この公費をもちまして治療費なしで学習増設について努力をして参りたい、このような考え方でござります。

次に、これに要します経費といたしましては、國の予算として、三十四年度において、千四百五十一万三千円を計上いたしております。一応二百十ベッド分というふうに考えておるわけでございます。結局仕組みといたしましては、公費をもつてこれらの治療費及びここに書いてあります学習に必要な物品の支給を行ふ。しかし、児童のうちに、保護者において相当経費を負担できる者ももちろんございませんので、それらの者については、保護者から費用を徴収をいたしまして、負担できない者について、結局実質的には負担できない者について、公費の負担になる。その公費の負担については、國が八割の補助、都道府県が二割の負担、そういうふうな負担割合になるわけでございます。

以下、条文は準用等いかにして規定をされておりますが、これは從来ございません肢体不自由児等に対するいわゆる育成医療、そういったことに関する規定を、まあ大体準用をいたしてある次第でございますので、詳細の説明を省かしていただきたいと思います。それから、施行の期日は、四月の日からできれば施行いたしたいと考えております。

あとの一、結核予防法でありますか、それから社会保険診療報酬支払金法の一部改正でありますとか、それをいつたことは、ほかの法律の改正はこれに付随する条文の整理でござります。

大へん簡単でございますが、補足明を終ります。

○委員長(久保等君) 本案に対する疑は後日に譲りたいと思ひます。

休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後二時四十九分開会

○委員長(久保等君) 休憩前に引き続き、社会労働委員会を再開いたしまさき、委員の異動を報告いたします。

三月十二日付をもつて藤原道子を辞任し、その補欠として光村甚助君を選任せられました。

○委員長(久保等君) 国民年金法(閣法第一二三号)、国民年金法案(第一七号)、国民年金法の施行及び民年金と他の年金等との調整に関する法律案(衆第二六号)以上三案を一括題といたします。

まず、内閣提出国民年金法案の説明を政府委員から聽取いたしま

明。一と基づく。説質は、主に公案(衆議院の)に対する統一の議論である。

○政府委員(小山進次郎君) お手元に差し上げました資料をもとにいたしまして御説明申し上げます。

お手元に、国民年金法関係資料、国民年金制度関係資料並びに国民年金法参考資料の三つを差し上げてござりますが、このうち国民年金法参考資料を主として御説明申し上げたいと思ひます。

臣の諸閣閣議である国民年金委員会が、社会保障制度審議会の国民年金制度に関する答申が発表せられました後、それに対する考え方のあるなものをおげたものでございます。一時は、これがまたながら社会保障制度審議会と国民年金委員との間ににおける大きな対立であったものでなく、これらの人々の国民年金制度に対する考え方を述べられたものでござります。中にはいろいろ取り入れるべき点もあるわけでございますが、現在政府が提出いたしております国民年金法案との関係を申しますならば、これに対する影響は比較的薄かつたというふうに御了解願えるような性質のものでございます。

それから、五の国民年金制度要綱と申しますのは、すでに申し上げるまでもないことでございますが、社会保障制度審議会の答申の発表がありました後、公約を実現するため特別委員会が与党の中に設けられ、この特別委員会で約五カ月にわたって御検討になつた結果まとめましたものでございます。政府提出の法案との関係を申しますならば、政府提出の法案の考え方を基礎づけるような性質のものでございまます。

それから、次の国民年金制度要綱（日本社会党政策審議会）、これも申し上げるまでもないことでございますが、すでに一年以上前から、日本社会党におかれまして、国民年金法案を御提出になつておつたのでございますが、その要点を一般に周知せしめ、さらにその実施に關する各般の法律の

大綱を含めましてまとめられたものでござります。非常に貴重な資料の一つでござります。
なお、今日御審議を願つておる法案と多少違つておる点はございますが、この資料をまとめましたときは、これよりほかに入手できませんのでしたので、時期はやや古うございますが、昨年の十月のものをまとめて入れておいたのでござります。この点、御了承願いたいと思ひます。
それから七の国民年金機構に関する答申(行政審議会)は、内閣の行政審議会におきまして、行政機構改革の全般について審議をして参つたのでございまが、その際に、国民年金制度といふような非常に大きな制度が実現されることになると、当然これに関連して実施に当る行政機構も整えられなければならぬ、いろいろな考え方をいたしまして、行政審議会において政府部内の各方面の意向を微しつつ、御検討になつた結果まとめられたのがこれでござります。この答申があります前までは、厚生省といったしましては、国民年金という制度を統一的に処理いたしまする必要上、中央、地方にわかつて國の直轄の機関を設け、國の公務員をしてこれを処理させるということを骨子にした考え方方に立つておつたのでございますが、この答申がありましたので、それを改めまして、おおむねこの答申に従いまして、中央における統括事務、企画事務等を処理するため、厚生省に年金局を設けるといふところだけを國が直接やる組織にいたしまして、自余の分は都道府県及び市町村における既存の組織を努めて活用する

という筋道に沿って調整することになりましたのでございます。その意味におきまして、行政機構なりあるいは事務組織の問題につきまして、あとになつておる答申でございます。

それから八の国民年金障害等級に関する報告(国民年金障害等級委員)と申しますのは現在障害年金についていろいろの仕組みがきめられております。厚生年金保険法にもございまして、その他各種の年金制度にもあります。また、障害年金ではございませんけれども、障害に対する対策をきめたものとして身体障害者福祉法があるわけでございます。これらの各制度における障害の範囲及び等級はおおむね一致しておりますけれども、しかし、具体的な問題になりますと、ある制度において一級とされておるもののが、他の制度において同じ等級区分の中においても二級とされる、範囲が少し違つておるというふうな不整合があるのでございます。国民年金制度をきめます場合において、これを調整する必要がありましたので、この方面的学識経験者を特に厚生大臣が障害等級委員に委嘱いたしまして、これらの人々にその調整をお願いして、これでこの報告は現在までのところ、この種のものについていろいろいわれておりますもののうちでは一番新しいものでございます。従つて、これをもとにして、今回は法案の別表等は調整するということにいたしたものでございます。

次に、国民年金法案参考資料といふこの機に長い資料について御説明を申し上げたいと思います。全部で三十六表ございますが、一表からごく簡単

に、その表の持つております意味及び内容の概略を御説明申し上げたいと思
います。

第一表の適用対象人口と申しますのは、国民年金制度を考えます場合に、どれだけの人を頭に置かなければならぬかという見通しをつけますためにまとめた表でございます。政府案によりますと、国民年金制度の適用対象は二十才から五十九才ということになつておりますが、この二十才から五十九才までの年令区分に入ります人口を五才刻みにしたもののが、こちらを願つておられます。六十から六十四といふものでございます。六十から六十四といふのが若干ございますが、これは経過的な措置といたしまして、この法律による拠出制の年金が施行されます時期、つまり昭和三十六年の四月一日において五十をこえております人々のうち、五十五未満の人々は、希望すればこの制度の被保険者にするということにいたしております。このようにして入りました任意加入の人々は、十年たたしますと、そこで年金の支給資格が完了して年金がもらえる、こういうことになつておりますので、そういう人がちょうど十年間たつ時期が、四十年から四十五年までということになります。これがござります。そういう意味合いでいにおいて、そこだけ特に突き出た形で入っているわけでございます。

で、ごらん願ひますとおわかりになりますように、昭和五十五年といふ年が、全体を通じて一番適用対象が多くなる年でございます。これはもう御承知願つておりますように、ちょうどところが、日本の人口構成から申しますと、生産年令人口が一番ふくれる時期でございまして、自後、日本の生産

年今人口にはまだ遠か飛んで参るのではありませんが、それがここに表われてゐるわけでございます。で、申し上げるまでもなく、現在の法案では、この適用対象の全部を国民年金制度の被保険者とはしておりません。このうち厚生年金保険その他、各種の公的の年金制度の被保険者になつておりますものが、現在では約一千百万人程度あります。これらの被保険者の全部をあげますと一千六百万程度ありますけれども、このうち二十から五十九といふらに範囲を切りますと、一千万程度になるのであります。この程度の人々は、この適用対象から除かれる、こういうことになつてゐるのでございます。

なお、後ほど出て参ると思ひますが、このほかに、法案におきましては、昭和三十六年の四月一日におきまして五十をこえております人々は、適用を除外しておりますので、当然さうらに過渡的に制度が動き出しますする初めの方の年度は、この適用対象の総額から、被用者年金の被保険者である一千百万人を引きましたものから、さぞかし年金五十をこえましたものを引いたものが適用対象になる、こううことになつてゐるのでございます。

それから次のその一、その三は、どちら願ひますように、男子、女子に内訳をしたものでございます。

それから次の四ページの附表が、だいま私が最後にちょっと申し上げましたことを、もう少し詳しく書きものにしたものでございますが、これを申し上げます。

強制適用者の数は、この法案におきましては、昭和三十六年の四月一日におきまして、二十から四十九まで

総人口四千百万おりますが、このうち二の控除に掲げてあるような人々を除いたものでございます。

控除の内訳は、公的年金適用者の数

が千九十九万九千人、約千百万人でござります。

それからその次に、現在公的年金を受けております者の数が八十一万九千人おります。それから第三には、公的年金の適用を受けている人々の妻が五百四十四万六千人おります。

これが制度の立て方の上で非常に問題になつておる人々でございます。この

公的年金適用者の妻、約五百五十万と

いうものを、この制度において強制適用とするか、あるいは現在の法案によ

り、任意適用にするかということが

一つの大きな制度の立て方の上の問題

点でございます。その次の四の学生、五十三万と申しますのは、これは二十才以上で学校にある者でございますか

ら、大部分が大学の学生でございま

す。これで控除すべき者の総数が千七百八十万四千人になります。で、四千五百から千七百万人を引きました残りの二千三百二十九万人が強制適用の対象でございます。

それから第二のグループといたしまして、任意適用グループがございま

す。一つは二十才から四十九才の公的

年金適用者の妻百八十七万二千を予定

しております。これは公的年金適用者の妻五百四十四万六千人の三分の一を

見込んだものでございます。従つて、

その意味においてこれは見込み数字でございまして、三分の一を見込んでおります。それから次的学生、十七万六千も、同様の意味で見込まれた見

込み数字でございまして、三分の一を見込んでおります。それから五十から五十四までの者につきましては、任意

適用の道を開いておりますが、これに

ついても、見込みといったしまして三分の一を考えまして、百十二万三千人が

入つてくるものと予想いたしたのでござります。従つて、これらを合せます

と、三百七万一千人。かようなこと

からいたしまして、この制度が動き出

しますときには、強制適用の対象者二千三百二十九万人、任意適用の対象者

三百十七万一千人、合せて二千六百四十六万一千人というのが、制度発足時における人員と予想しております。

それから第二表の収支対照表と申し

ますのは、この国民年金制度の拠出制

の部分の收支の対照でござります。

で、保険料収入はかよう見込んでお

ります。先ほど申し上げましたよう

な適用対象のうち、二十から三十四ま

での年令区间に入ります被保険者から

は百円、三十五から五十九までの年令

区间に入ります者から百五十円納めて

あります。もううといふことにいたして

いる前提をもつて立てるとは、こ

とがございますが、もとより収支の見込み

を立てます場合に、その全部から百

パーセントの納入をすることができる

ことは実際的でございませんので、努め

て実際によろよろな計算をしたのでござ

ります。

これがはるかにかかる、それを社会保

険料をきめることに問題があると、こ

れは実際的でございませんので、努め

て実際によろよろな計算をしたのでござ

ります。

まず第一に考えましたのは、対象の

うち約三割程度の人々からは保険料の

徴収を強制しない態度をとる必要があ

る。言いなれば、それらの人々が保

険料を納めることのできない期間、保

険料を納めることのできない期間、保

険料を納めることのできない期間、保

ては、将来とも一応同じという想定を

しておりますけれども、三割の中身を

はおおむね同じところをにらんでおる

のです。

それから次に加えました調整は、か

く、これは絶えず流れいくわけでござります。ある時期において免除の対象であった人が、やがて三、四年たちますと、ある程度所得がふえて納めら

れるようになつくるとか、かわりに

また免除を受けなければならぬよくな

人々が出てくる、こういふことでござ

りますが、各年度について申し上げま

すならば、およそ三割程度はまず免除

してかかる必要があるうと、かように

判断をしたわけでござります。これに

つきまして、先ほど朗読をいたしました

社会保障制度審議会は、逆に三割も免

除してかかる必要があるうと、かように

見込みまして、納入率八五%，かよう

に当ればきつくなるのだといふような

疑惑が、当局の態度に対しても各方面か

ら投げかけられやすいのでござります

国会で説明したとしても、実際の運用

に見込んでこの保険料収入は立てたわ

けでござります。とくく、いかように

でさらに一五%の不納率といふものを

見込みまして、納入率八五%，かよう

に当ればきつくなるのだといふような

疑惑が、当局の態度に対しても各方面か

ら投げかけられやすいのでござります

けれども、この点は私どもの考え方とし

ては、やや当を失する批判だと考えて

おるのでござります。むしろその程度

に安全性能を見積つてスタートしないと

いう判断をしておるのでござりますけ

れども、この点は私どもの考え方とし

ては、やや当を失する批判だと考えて

おるのでござります。むしろその程度

にきめでおります三百億をこえます

る金、言いかえますと、四百五十億か

ら将来五百億をこえます金は、国民

年金における國の負担分として、制度

にきめでおります三百億をこえます

るだけではなく、現実にそら表わし

て実行していくようにいたじたい、か

つは制度の発足のときから、この制度

について國はやはり相当負担をしてい

くのだと、ういう態度を建前の上ではつき

りするだけではなく、現実にそら表わし

て実行していくようにいたじたい、か

つは制度の発足のときから、この制度

について國はやはり相当負担をしてい

くのだと、ういうことをいいます。

この収支の上におきまして、こう

り立てといふものにかり立てるなどを

いうような態度をもつて整理しておりますので、このことは当然実施に当つ

ますので、このことは当然実施に当つ

じように、國もまた拠出するのだ、そ

うしてそれを積み立てておくのだとい

うことですがはつきりしておる方が、被保

険者の気持から見ても受け入れやすい

ことです。ある時期において免除の対

象であつた人が、やがて三、四年たち

ますと、ある程度所得がふえて納めら

れるようになつくるとか、かわりに

また免除を受けなければならぬよくな

人々が出てくる、こういふことでござ

ります。

それから次に加えました調整は、か

く、これは絶えず流れいくわけでござ

ります。

考えております。従つて、この予定された利子収入と現実に回る利子との差額は、当然制度における余裕となるわけですが、そういう余裕があることをどうぞいいます。そこで、どうぞいりますが、そういう余裕がある程度のものではなく、むしろこの程度のものは非常に国民の生活向上に役立ち得るであろう、かように判断がされるものでござります。

それから支出の方は老齢、障害、児、母子、寡婦と、毎年金別にそれをあげてあるものでございます。

それから一番右の年度末積立金保有高というものが積立金の総額でござりますが、三十六年に三百九十億、こういうものが遂次ふえまして、昭和五十年には九千三百八十億になり、昭和百年には一一千九百六十億になりますけれども、三兆二千億になりますのでござります。で、この積立金の運用の仕方についての議論のほかに、こんなに多額の積立金といふものを、一体、日本経済が消化していくことができるであろうかという質問がよく投げかけられるのでござりますけれども、これは各年次の数字をごらんいただくとおわかり願えますように、実は全体の額は多くなっておりますけれども、各年度の伸びというのは、それほど驚くべきものではございません。たしかに四百億から五百億程度のものでござります。この程度のものでありますならば、成長して参りまする日本経済といったしましては、消化するしないといふようなことが問題にならぬほどのものではなく、むしろこの程度のものは非常に国民の生活向上に役立ち得るであろう、かように判断がされるものでござります。

なお、この点の参考資料をいたしまして、非常に飛んで恐縮でございますが、一番うしろの四十五ページの三十六表をこちら願いたいと思います。これは産業設備資金の調達実績を調べたものでござりますが、この昭和三十一年度のところどころでこちらをいただきますと、うと、産業設備資金として調達いたしましたものの総額は、一番下にありますように申上げればいいと思いまして、産業設備資金として昭和三十二年度に調達されましたものの総額でございます。まるく、まず一兆二千億となつております。これが年間におきまして、うちさらに申上げましたものが五千六百億、すが、このうち内部資金でまかなわれたものと、それからしからざるものとに分けてみますといふと、内部資金でまかなわれましたものが六千七百億といふものが外部からの資金でまかなわれたものでござります。従つて、ただいま申し上げました積立金三百五十億とか、あるいは四百億とか、五百億とかいうものが関係にあるのは、この外部資金としてまかなわれた六千七百億との関係においてそれがどの程度の意味を持つか、こういうことになるわけでござります。これをうらへますならば、客観的な御判断として、外部資金として年間七千億から調達されなければならぬといふのであるとするならば、それに対しても四百や五百というものが問題になるほどのものでないということは容易に御理解願えるわけであります。ただしかし、この四百なり五百という金がある種のものに集中して使われるといったしますならば、たとえは株式なら株式だけに集中するということになりますと、

その欄にありまするよう、株式に注ぎ込みましたものは一千六百八十五億でござりますから、これに対しても五百億からのものが買いに出るといふことがあります。されば、これは株式市場を相当擾乱する因子になるわけでござります。従つて、資金の運用の仕方、考へた運用をしていく必要があるわけですが、とにかく総額としてござりますが、とにかく総額として使う、先ほどの総額三兆といふようなもので想像されますように、とてもこんな多額のものが運用できないのじやないかという点は問題にならない。こういうことが実は私あまりこのことについて断定的に申し上げる知識を持ち合しているものではございませんが、経済企画庁等と相談をいたしました際の判断でござります。

それから次の第三表は、先ほど申し上げました給付金額を、今度は給付を受けまする被保険者の数及び給付件数からながめたものでございまして、それぞれそこに書いてありますような推移を示す。こういうことになるわけでございまするけれども、これで明らかでありますように、やはりこの政府案によります国民年金制度がどうやら国民年金制度らしい実際の機能を果すのは、やはり昭和五十年ころからだ、かように判断されるのでございまして、それまでの間は、母子年金あるいは障害年金といふものが働いて、五十年以降になつてやつと老齢年金が始まつて参りまして、それからまあ逐次機能を發揮していく、かよくなことになるわけでござります。

それから、次の七ページの第四表は、先ほどごらんをいたきました保

險料の収入その他の収入と支出との総括的な対比を現価で見たものでござります。収入の現価は、総額で九千三百七十二億、それからこれに対しても現価に直しましてそこで合せてあります。われでございます。この左側の方は、あまりただいまのこと、問題として御検討願うほどのことはないのでございますが、右側の老齢年金、障害年金、遺児年金、母子年金、寡婦年金といふものを現価に直しましたのは、やはり御検討の素材になり得るわけでござります。どういう意味合いにおいてなるかと申しますと、この国民年金の給付における相互のバランスをどういろいろにするかという見当をつけていただく意味において意味があるのでござります。また、例にあげて恐縮でござりますが、たとえば社会保障制度審議会の答申に、国民年金の重点を微軽微尾老齢年金に置くという考え方が一つございます。そういう考え方によりました場合には、あの制度では、全体の九割程度が老齢年金に振り向かれて、残りで障害年金と母子年金を処理する、こういうふうなことになつてるのでござります。それに対しましてこの制度におきましては、それをかなり緩和いたしまして、六十五対三十五程度にしたつもりでござります。現在のところ、いろいろの議論はありますけれども、そのぐらいが手ごろなどころじやあるまいが、むしろ率直な気持を申し上げれば、それでもやはりまだ全体の年金制度における比重としては、母子、障害に対する比重をやや低くし過ぎているかもしだれぬ。こういうような考え方を立案に当った当局としては持つておるのでござります。この

点が現在のところ、社会保障制度審議会の立案に当られた方々と大きく違っている点でございます。

それから第五表は、これは全く技術的な意味で掲げました表でございまして、特にここで申し上げる必要はないでございませんので省略いたします。

それから第七表が残存表でござります。つまり二十から五十九までの間に保険料を納めて、六十五からもらうとしていることになっていけるけれども、その間に不幸にして死ぬ人もあるだろうと、保険料全部の人が保険料を所定の年数納めたと仮定したならば、ほんとうに一体どのくらいの人が老齢年金をもらえるかといふ見当をつけるのがこの残存表でございます。それで、まず生存表というのを見ていただきますと、二十九歳の際にこれは一〇〇%であります。それが逐次減って参りまして、六十五才、これは九ページ十ページと統合しておりますので、十ページの方をごらん願いますと、十ページの一番上は十五歳というのがありますが、六十五の年令になりますと、五六・九五、これは単純に十万人のうち何人か、いうふうにお考え願いますといふと、十万人のうちで、六十五才まで生きていっておりますので、年金をもらひ人の数が、男では五万六千九百二十五人、女では六万一千九百九十八人、これは常識的に知られてることでございますけれども、女子の生存率の方がはるかに高いわざでございます。大よそ五割七分程度の男子と、六割八分ぐらいの女子が老齢年金をもらひと。そのわきに、不幸にして死んだ者の数がずっと出ているわけでございます。

うのがござります。廢疾表は、申し上げるまでもなく、これは、この政府案に掲げられてあるよろんな意味の廢疾だけではなく、すべての廢疾を掲げてあるわけでございますが、それになります率を見ますると、そこにあげてあるよろんな工合になるわけでございます。

それから、十一ページの第八表は、計算基礎諸率でございまして、これはもう全く技術的な表でござりますので、省略をさしていただきまます。

十二ページの母子残存率も同様でございます。

それから、十三ページの第九表、妻と死亡した夫との年令相関表といらの表でございますが、これが母子年金等をきめる場合のいろいろな参考の表になつたのでございますが、左側が死別した妻の総数が年令別に掲げてあります。それから縦の欄が死亡した夫の総数、これが年令別に見ますと、そこに掲げてある通りでござります。かりに五十から五十四程度のところを見ていただきますといふと、夫が五十から五十四程度の場合に、その妻が一体どのくらいの年令であつたかと申しますと、いうと、両者のから合うところを見ていただけばわかるわけでございますが、やはり五十から五十四といふ年令区分の人全體のうちで四千四百九十三人、それから五十五から五十九が八千九百七十八人、まあそりゃあふらな両者の関係になつてるのでござります。

それから、次の第十表、十四ページが、明年度の援護年金の受給者数及び所要金額を掲げたものでございます。これは、目下予算案について御検討願つておりますものの内容と同様で

つきましては、七十以上の老齢者が三万六千人いると想定しております。このうち公的年金を受け取る者は、あるいはその妻等で控除を受けます者、その他全部を合せまして六十万九千人が控除されている。これは受給の場合の減額と一部重複をいたしております。そういうふうに、公的年金を受ける人々には御迷惑をうと、その次には、さらに残った人について、そこにありますように、(イ)、(ロ)、(ハ)の三つの所得制限が行われるわけでござりますが、そういうふうにして控除されます者が全部で百十万人、このうち公的年金の受給者といふことで除かれる者が約七十万といふことになるのでござります。結局、差引きいたしまして百九十八万六千人の方が支給を受ける。で、この数字をもにして単純に出て参るわけでござりますけれども、一体今度の政府案のよほどの所得制限をすると、どのくらいのものが所得があるという理由で支給が受けられないかといいますと、およそ一ヶ月六分から一割七分足らずの人々が所得制限を受けて支給が受けられない、ようになりますと、それらの次の障害年金は、一級該当程の障害者が二十四万二千人、このうち公的年金受給者の一万三千人を除いて、さらなる者がどのくらいあるかとしますと、およそ二割程度がこれに該当するということになつております。それから母子年金につきましては、一六才未満の子供があつて二十五才以下

の子のない母が五十二万一千人、約三万人くらいが、推定でござりますけれども、十六才未満の子供があつて二千四百人、所得制限によつて除かれますものが四万人、結果として四十万七千人の人が支給を受ける。この場合に、所得制限によつて除かれる者の率は一割弱、大体九分程度でござります。従つて、この法案における所得制限のはかり方は、老齢年金の場合には一割六分強、障害年金の場合は二割程度、母子年金の場合は一割弱といふ程度に相なつております。

それから次の十五ページ、第十一表、無拠出年金受給者数及び給付費の概算、これは受給見込み数と給付費の概算を掲げたものでございます。

それからその次の十六ページ、第十二表は、援護年金受給者中の被保護者数、一体援護年金を受ける人の中で生活保護法に基く保護を受ける人がどのくらいいるであろうかという目当をつけるための数字でございます。右側の「うち被保護者数」とありますものがそれでござります。老齢年金におきましては、百九十八万六千人のうち約一万四千人がそれになるわけでござります。つまり、十一万七千人から公的年金受給者三千人というのを除いたものが十一万四千人になるわけでござります。それから障害年金は、これは九千三百人から七百人を除いたものでございます。それから母子年金は、六万五千人から三千人を除いたもので、六万二千人になります。従つて、総数といた

しまして、援護年金の受給者の一百五十七万五千人のうち十九万一千三百人、少しあらっぽく申しますと、約二十万の人々が生活保護法の保護を受けておると、こういうことになるわけですがござります。これらの人々に対するこの年金の支給の結果が実際にどうなるかといふことがしばしば御論議になつておるのでござりますが、これはすでに本会議におきまして厚生大臣からお答え申し上げておりますように、この年金が収入とみなされるという点は、現在の生活保護法の建前上変えるわけにはいかない。しかし、そのままほっておきますと、もらつたものが左から右に取られていくという結果になりますので、何とかそれをなくしたいたいたいといふので、老齢加算の創設なりあるいは母子加算、身障加算の増額などの措置を講じまして、努めて実際上へらつたものがそのまま生きていくよろにしよう、こういう措置を講ずることになつておるのでござります。

が、大体このくらいでござります。もしそこで何らの改善が行われていかないということではありますと、国の負担としては逐次減少して参つて、将来二百六十億程度のこところで横ばいをしますが、こういうことになるわけでござりますが、それをどうするかの判断は、もちろん昭和五十年の近くになつてそのときの国民が最も適当な決定に達するものというふうに考へておられるのでござります。

それから十八ページの十四表、国民年金事務組織概要でございます。これは先ほども申し上げました行政審議会の答申に基きまして、関係省との間でおおむね打ち合せをいたしました行政段階別による事務の分担の概要でござります。厚生省におきましては、制度の企画、立案、総合調整、それから記録関係事務を処理していく。それから年金の裁定事務を行ふ。ただし、このうち援護年金を裁定するという仕事は経過的に都道府県知事に委任してい。これは今後約十年間以下統くわけでござります。それからもちろんのこと、都道府県及び市町村の指導、監督を行ふ。これが国の機関がみずからやる仕事でございます。

それから次に、都道府県段階におきましては、一は適用関係事務のうち国民年金番号の管理及び国民年金手帳の作成をいたします。この国民年金番号の管理という仕事は非常に大きな仕事になるわけでございまして、ある人に対してもその年金番号がそのまま使えて、國民年金番号何々といふようにつきますとその人に一生ついて回る。将来その人がほかの年金制度にいた場合でもその年金番号がそのまま使えるようになつた。逆にまた、ほか

の年金制度で入りました年金番号は国民年金に移ってきてそのまま使えるようにならしたい。こういう考え方を現在いたしているわけでございます。技術的にはまだ解決のつかない問題でございますが、それがらくでできますように、たとえ制度が違つておりますしも、通常どの他の諸國くくりが非常によい

それから一は、保険料の徴収關係事務のうち保険料徴収停止の最終的決定、つまり先ほど申し上げました被保險者のうち三割の人々については保険料の徴収免除が行われるわけでございますが、それを決定する仕事、それから強制徴収の最終的な処理をする。それから明年度から行われます経過的な援護年金の裁定事務、四は、市町村の指導、監督、これだけは都道府県に処理してもらう、都道府県においてこれを処理いたしますために、明年度においては、都道府県を通じまして七百四十名の人員を新たに置くといふことをいたしております。このためきましては、都道府県を通じまして、各都道府県に国民年金課を設けることにいたしまして、目下具体的の人選等について都道府県当局と協議をしているところでございます。なお、この人間の充足に当りますことは、不幸にして他の行政部門等におきまして縮小化の結果、過剰になる人員が出て参るところがございますので、努めてそういう方の人々を優先的に採用していくことにしております。それから市町村は、適用關係事務、徵収關係事務、その他、住民に対する窓口事務といふように非常に多くある役割をしてもらうことにいたしておられます。なお、これだけ大きな役割を

村に対する事務費は一億五千万円前後しか組んでないじやないかといふよろしく、明年度におきましては、この国民年金の事務のうちも拠出の給付事務だけが行われるわけでありまして、この給付事務のうちのまた現金支給事務は郵便局を通じて行いますので、明年度市町村に行なつてもらう仕事が非常に少い関係上、額が少くなつてゐるのでござります。従つて、拠出制の年金が動き出すような時期になりまするならば、当然市町村に対する国の負担金といふものは相当額に上つて、おそらく国民健康保険の費用と匹敵するようなものを考えていかなければいけない、かように考へておられるわけあります。

それから十九ページの第十五表、各種公的年金制度の比較対照表は、現在する各種の年金制度につきまして申上げますと、老齢年金では支給開始年令、拠出期間、年金額、障害年金の場合は支給条件、年金額、遺族年金の場合は支給条件、年金額といふものをまとめたものでござります。これはすでにあります制度を、ただ便宜上並べただけのものでございます。

それから少し飛んでいただきまして、二十二ページの十六表、現行公的年金制度適用者数、先ほど申し上げましたような一休二十から五十九までの間に一千百万程度、公的年金の適用を受けているものがあるとするならば、それは制度別に見たらどうなるかといふのであがたのがこれでございます。その一は男子、その二是女子でございま

ます。やはり一番多いのは何と申しますと、厚生年金でございまして、男子では七百四十七万——約七百五十万、女子で約三百万——二百九十二万の適用者数を有しております。

それからその次の二十四ページの第十七表が現行公的年金制度による年令階級別年金給付件数でござります。これは現在の各種の年金制度によつて、どれだけの人が年金を受けているかということを、年令別に見たのでござります。このうちおそらく先生方もごらんになつて、直ちに奇異に感ぜられると思ひますけれども、老齢年金について三十から三十四までの間に、これは数えるほどのものしかありませんが、とにかく老齢年金という種類の年金を受けるものがいるということを、大へん奇異にお考えだらうと思ひますけれども、これはこういう事情でござります。現在の年金の制度のうちでは、もう昔の高等小学校を出て、すぐ勤め始めるといふような人の場合は、二十年もたつとそれで受給資格がつきますので、かりに十六か十七で勤め始めますと、もう三十代の後半にはつく、今の場合、何らかの事情で十五以前に働き始めるといふようになると、まああこんなことがあり得るといつわけでござります。この点は私もちよつと奇異に感じまして、念のために間違いがないかどうかということを、それぞれ所管のところへ照会させたのでございますが、この数字そのものは間違いないといふことござります。

それから、その二の障害年金につきましては、同様の区分で掲げたものでござります。

それから、その三造族年金も同様の趣旨のものでございます。それから第十八表、二十七ペーページは、公的年金の未適用者の状況を昭和三十年の国勢調査をもとにいたしまして、その従事する産業別に分類をしたものでございます。まず左側は、男女別に従事上の地位別を見ますと、つまり雇用者であるかあるいは自営業者であるかという点を中心にして見ますと、そこになりまするよう、二十から五十九までの場合を考えますと、全体の数が四千三百五十三万人のうち、公的年金の適用者が九百九十三万人、これは昭和三十年度でありますから、少いわけでございます。公的年金の非適用者が三千三百六十万、この公的年金の非適用者のうちに四百六十八万人といふ被用者、つまり雇用者が入っておるわけでございます。それから自営業者が七百六十五万人、家族従業者が五百三十万人、無業の者、これは妻及び娘等でございますが、これが一千五百九十七万人、こういうような内訳でございます。

その二の方は、産業別従業の地位別に分けたものでございます。これも右側の二十才から五十九才の場合でござんいただきますと、公的年金の非適用者三千三百六十万のうち、農林、水産業に従事しておりますものが、一千二百十七万、これは当然のことでございますけれども、大部分が自営業者と家族従事者でございます。それから鉱業、建設業、製造業等に従事しておりますのは三百六十九万人、これはこの中には被用者が非常に多くございますので、三百十四万、自営業者が百四万、こういうふうなことでございます。そ

れから卸、小売、サービス業が百二十
九万、その他が八十五万、こういふよ
うなことになつてゐるわけでございま
して、非適用者の中に雇用者が約四百
六十八万程度いるといふことが、いわ
ゆる五人未満の問題としていろいろ論
議される問題の半分程度をなしてゐる
わけでございます。半分程度が、四百
六十八万の約六、七割程度は、いわゆ
る五人未満の従業員を持つてゐる事業
所に勤いでいる雇用者の問題になるわ
けでございます。

それから二十八ページの十九表は、
二十才から五十九才までの男女別の税
目別納稅義務者数の推算をしてみたの
でございます。これはいろいろ意味に
おきまして判断の指針になりますので、
表を御説明申し上げたいと思います。

昭和三十年をもとにしたものでござい
ますが、これによりますと、所得
税を納める義務を持つていました者
が九百三万人、市町村民税の所得割を
納める義務を持つておった者が一千七
十七万人、市町村民税の均等割を納め
る義務を持った者が二千百万人、こう
いふ内訳でございます。従つて、所得
税と所得割とは非常に接近をしてい
る、これは当然なことでありますし、
所得割なり所得税と、市町村民税均等
割との関係は、ごく大さっぱりに申しま
して一対二程度の関係になつてゐるわ
けでございます。ただし、これは全体
についての関係でございまして、たと
えは年令七十をこえるものといふよう
なものについて見ますと、いふと、均等
割だけを納めておつて所得割を納めて
いないという御老人は非常に少くて、
七十以上の御老人で市町村民税を納め
るほどの人は同時に所得割を納める程

度の所得を得ている、こういう関係になりました。七十以上ということになると、所得割と均等割を納める人の関係は非常に接近をしております。これはいろいろな事情はありますけれども、一応当局側が市町村民税を納める人の数を推計いたします際に、所徴税を納める者をもとにして、五割程度の増を見込んだ理由でございました。それでただいま申し上げました所得税を納める者九百三万の内訳でございますが、そのうち男が七百三十六万人、女が百六十七万人、カッコの中は七百三十六万人のうち四百九十三万人は妻を持っている、今度女のカッコ三十万は、百六十七万のうち三十分は妻である、こういふ數でござります。それから公的年金適用者で納稅義務を持つている人、これは男四百四万人、女百一万人、合せて五百五万でござります。従つて、九百三万といふ所得税を納めております者の六割をこえる者が、六割くらいの者が公的年金の適用者である、ところが、全体の数から見ますと、公的年金適用者数は二十から五十九までの年令区間では、決してそんな割合ではなくて、せいぜい三分の一前後、こういう関係になつてゐるわけでござります。言いかえますと、これは当然のことと數字が表わしているわけでござりますけれども、今度国民年金制度を実施することによりまして、初めて年金制度の対象になる人々の間には、所得税を納めるというような人々の割合が非常に低くなつていて、初めに表われているわけであります。その数は三百九十八万人、うち男が三百三十二万、女が六十六万でござります。

それから間を飛ばしまして、均等割を見ていますと、納稅者総数二千百万、うち男が千七百万人、女が四百万人、この二千百万人のうち、公的年金の適用者で市町村民税の均等割を納めているものが九百六十三万、未適用者で納めているものが千百三十七万人、こういふうに所得税なり、ある人は所得割で見ました関係と、均等割で見ました関係とが非常に違つて参つてゐるわけでござります。

それから次の一十表は、七十才以上の人員数を配偶関係別に見たものであります。これはそこでこちら願う通りであります。これはそこでこちら願う通りであります。

それから二十一表は、七十才以上のものについて生活維持のおもな方法で見たわけでござります。ずっと見ていくたまきますと、「扶養その他」というものが非常に多い。総数三百二万のうち八三%が扶養その他によって生活を維持している。つまり子供たちによって扶養されているということになつてゐるわけでござります。従つて、今回実施されることが論議されております老齢年金制度は、主としてこの個人的な扶養にかかっている非常な重みというものを相当程度軽減するということになります。言いかえますと、これは当然のことを数字が表わしているわけでござりますけれども、今度国民年金制度を実施することによりまして、初めて年金制度の対象になる人々の間には、所得税を納めるというような人々の割合が非常に低くなつていて、初めに表われているわけであります。その数は三百九十八万人、うち男が三百三十二万、女が六十六万でござります。

それから二十二表は、同じく七十才以上の老人について世帯業態、被扶養者有無、性別に出したものであります。それから二十三表は、同じく七十才の有無、性別に出したものであります。これでございまして、これはいろいろ扶養者ありというのが非常に少うござります。ですから、大体七十才以上の老人になると、御自分自身が御自分の力で生活することがむずかしいので、従つて、被扶養者を持つてゐるという

それが非常に少いということになつてゐるわけでござります。

それから二十四表は、扶養によって生活している七十才以上の人員数、おもなる扶養者と同居しているかどうかと、どうよなことを調べたものでござります。それから二十五表は、十六才未満の子のある母子世帯数について掲げたものでございます。母と十六才未満の子だけの世帯といふと、三十三万世帯しかございません。ところが、十六才未満の子供を扶養しているいわゆる母子世帯あるいは準母子世帯といわれるものの総計が九十四万世帯でございまして、従つて、それ以外の世帯はいずれも十六才をこえる子供があるかどうかということになるわけでござります。

二は、母と十六才未満の子のほかに十八才未満の子のいる世帯が七万三千、それから三は、母と十六才未満の子のほかに十八才以上の子のいる世帯が二十五万一千人、それから四是、母と十六才未満の子のほかにその他の者いる世帯、つまり子供以外の者のいる世帯という意味でござります。これが二十六万世帯、それから五は、母以外の配偶者のない女子、つまり準母子世帯が二万七千人、こうしたことでござります。

それから二十六表は類型別の母子世帯数でございまして、これはいろいろの組み合せを掲げたものでござります。それから二十七表も同様なものでござりますが、年金受給者と年金受給者でないものが、年金受給者と年金受給者でないも

それから間を飛ばしまして、均等割

これが非常に少いといふことになつて

いるわけでござります。

それから二十八表は、身体障害者手

分けたものでござります。

それから二十九表は、身体障害者手

は零才ではなくて一才でございます。

これは考えてみれば当然のことなんですが、一才になるまでの間には

案外死ぬ者が多い。こういう事情が零才における平均余命よりも一才における平均余命を長くさせているものでござります。従つて、一才になるとこの

一級、二級というものが今度の国民年金帳の所持者数をその等級別にまとめたものでございます。

それから三十五表は、年金制度を組み立てる場合において、これは長期の制度でございますから、物価がどう

いうふうに動くかということ、これは非常に大きな問題でございますので、一体今までの物価がどういうふうに動いてきたかということ、これは

それから三十二表は、身体障害者の

害者につきまして、生計維持のおもな

方法についてまとめたものでございま

す。

それから三十三表は、年令階級別

に将来人口を推計したものをここに掲げたわけでござります。年金受給者の

有無別にまとめたものでございます。

それから三十三表は、年令階級別に将来人口を推計したものをここに掲げたわけでござります。年金受給者の

開始年金を六十才にするか、六十五才にするかというような御議論を願います。これは三十九ページ、四十

ページ、四十一ページ、四十二ページ

と、いずれもこれでござります。

それから四十三ページは、平均余命

の推移を掲げたものでございます。こ

の推移を掲げたものでござります。

前までのものでござりますので、そ

のを見れば安定した経済のもとでは動

かない大きさで動いておりますので、一

がいには言えないでござりますけれ

ども、まあ思つたより、物価そのも

のを見れば安定した経済のもとでは動

いてない。しかし、まあ大体の一般の考え方としては、経済の発展といふものは微弱なインフレの傾向を伴うのだ

から、将来の趨勢を見る場合には、若干の物価の動きということは考えなくちやいがぬと思ひますけれども、思つたほど大きくないということを言えるような表でございます。ただし、これは生活水準の上昇ということは別にありますから、国民の所得は日本の場合は申し上げるまでもなく、とか、あるいは消費水準といふ点から見まするというと、もちろんイギリス、アメリカはぐんぐん上つております。

日本の場合は申し上げるまでもなく、非常に大きい物価の変動があつたわけでございますが、それでも昭和七、八年の満州事変の始まります前、特に昭和の十年ごろまでをこらいただきます」といふと、これは大体明治の初期に比べまして、およそ四倍程度ということになつております。従つて、物価の動

するわけでござりまするが、その御説明にありまするように、その後、日本社会党の提出いたしました年金法案、かなりその背景が違つておりまするが、あるいは三十七万円まで全部やあります。今回提出の法案の方は、この三十六万の老人には一万二千円まで差し上げる、従つて、その所得は三十七万二千円になる。でありまするかあります。厚生省の御説明になりました資料の

国民年金制度関係資料の中の七十一ページでございます。その四行目に、本人の所得が、年額七万二千円以上であるものとなつておりますのは、今回提出いたしました国民年金法案、同関係法案では、これが十三万円に相なつておりまするので、一つこの点そのよ

うに御理解を願いたいと思っております。七十一ページの初めから四行目でございます、小さな算用数字の(3)の次提出の法案は十三万円以上であるものだつたといふことがわかるわけでございます。

以下大へん急いで申し上げましたけれども、御説明を終らせていただきま

す。そこで、まず、現在のものとの差を申上げたいと思います。その次に、ごく簡単に、日本社会党の案の細部といいますか、細部に近い点を御理解を願いたいと思います。その次に、まだこまかい点もござりまするが、それは厚生省提出の資料との、現在のものとの差を申上げたわけであります。

で今度は、制度の内容に入らしていただきたいと思いますが、すべての年金が老齢年金を基本として組み立てられておりまする点は、政府案と同じようないわゆる年金の境目、まん中の境目、それから身体障害者年金の上の境目、まん中の境目も全部同様な上あげの配慮をしております。それで、まだこまかい点もござりまするがそれは排除いたしまして、次に七十三ページのところであります。第五項過

りますが、名前が変りまして養老年金と母子年金、身体障害者年金といふ前で三つに無拠出の特別年金は分れております。そこで普通年金が適用されるという筋になつております。ただし、現在公的年金のそういう適用を受ける人が途中でやめた場合には、その自分

○委員長(久保等君) 次に、衆議院議員提出の二案に対する細部説明を願います。

○衆議院議員(八木一男君) 政府側の詳しい御説明で時間をとりましたので、ごく簡単に御説明申し上げさせていただきます。

先ほど厚生省側の御説明のときに、日本社会党の国民年金制度要綱についてお触れになりました。これは御説明になりましたように、厚生省で昨年十月までにお集めになった資料で、良心的に掲載をしていたいたたいたわけでございまして、その点、御努力には敬意を表

するわけでござりまするが、その御説明にありまするように、その後、日本社会党の提出いたしました年金法案、かなりその背景が違つておりまするが、あるいは三十七万円まで全部やあります。今回提出の法案の方は、この三十六万の老人には一万二千円まで差し上げる、従つて、その所得は三十七万二千円になる。でありまするかあります。厚生省の御説明になりました資料の

国民年金制度関係資料の中の七十一ページでございます。その四行目に、本人の所得が、年額七万二千円以上であるものと、その点が違います。これは老齢世帯の三十六万の境目だけなしに、老齢世帯の十八万から三十六万の境目におきましても、あるいはほかの同様の制度でござりまする母子年金の境目、まん中の境目、それから身体障害者年金の上の境目、まん中の境目も全部同様な上あげの配慮をしております。

そこで、まず、現在のものとの差を申上げたいと思います。その次に、ごく簡単に、日本社会党の案の細部といいますか、細部に近い点を御理解を願いたいと思います。まだこまかい点もござりまするがそれは排除いたしまして、次に七十三ページのところであります。第五項過

渡の措置といふのは、抽象的にこの要綱は述べてござりますけれども、今度ははつきりと厚生年金保険あるいは船員保険の年金部分または農林漁業協同組合員の共済年金といふようなものには、はつきりと社会党の労働者年金の中に即時統合をする。で制度も統合しまして、からその積立金も持つて参るというふうになつておりまするは、恩給の通用を受けた人、あらじめ地方公務員の恩給の通用を受けた人、國家公務員の共済組合あるいは公共企業体の共済組合等の人には現在のままでおきますと三十六万円

が分れておるわけであります。特別年金の方は今の三つの種類に対応してお

段的な方法を政府の方はとつておられ
るわけですが、社会党の方は月
七千円が全体的に適用を受けるという
ような内容であります。六十才開始と
いうことを私どもが決定いたしました
理由は、年金制度はとにかく老齢にな
りまして、所得能力がなくなつた場合
に、その時点において始めなければな
らないと考えたわけでございまして、
諸外国の例を引かれる学者諸君等がござ
いまして、諸外国にも六十才開始、
六十五才開始、いろいろござりますけ
れども、日本人の老衰度は現在社会保
障制度の適用されております北欧諸国
やあるいはニュージーランドやあるいは
は英仏というよろなところの人々に比べ
ますると、日本人の老衰度は非常に早
い、早く老衰の域に達して労働能力が
なくなる、所得能力がなくなるという立
場において、これは諸外国がどうであろ
うと、それ以上に早く開始しなければ
ならないという観点に立つたのが第一
点であります。といいますのは、拠出年
金の完成は三十五年後でありますから、社
会党の案は五十四才以下の人人が強制適
用を受けまして、五十四才の人が六十分
五才になりましたときに、この拠出年
金の形態における過渡的な年金を受け
取れるわけございまして、拠出年金
といえども、即時現在の人の老衰度が
直接関係があるからございます。
次に、将来の点について考えました
ことは、将来、日本人は老衰をあまり
しなくなる、非常に年とともに元気で
おられるというよろな予測が私どもも
いたしております。しかしながら、それ
はそれと別な観点で早く開始する必要
があると考えております。と申しますの
のは、工業における最も著しい現象が

ござりまするが、工業、商業あるいは農業、すべての産業においてただいまオートメーションが急速に進展しつつございます。そうなりますと、当然人間の、国民の働く時間が総体的に少くなつてよろしいという時代になり、また、少くならなければ困るという時代に急速に突入しつつあるわけでござります。従つて、労働時間は当然六時間、五時間、四時間というふうに短縮せられるでありますよ。生産年令人口の若い元気な人の労働時間まで短縮しなければならないといふときに、一定年令以上の人方が職場にかじりついている、あるいは労働者がその仕事を自分でどうしてもするということになりますと、これは労働力の配置上都合の悪いことも起ります。六十才以上の人も世の中に活躍したいという気持を、われわれもし、その年になつたら持つでありますようし、現在その年令におられる人は持つおられるであります。しょうけれども、その方々は、生産とは別な面で文化的な、教育的なあるいは政治的なそのような指導的な任務を当然果していただけると思うわけでござりまするが、雇用をされると、農場を經營するといふような生産関係から離れていたい、所得保障で十分な老後を楽しんでいただき制度が必要であろうかと考えるのであります。そのために、この両方の理由で、六十才開始にいたしたわけでござります。その点につきましては、政府の六十五才開始は、われわれと幾分観点の違ちように思いますが、社会保障制度審議会が、六十五才という案を出しましたことは、この点につきましては、私たちも熱烈に批判をしなければな

答申を出した場合においては、その間違いを正して、よい方に向けていくことが必要であるかと私どもは考へておきましても、政府あるいは国民の年金税——国民負担としても決して多い数字とは考へておりません。しかしながら、国民年金を作り上げるために、一般財政の負担、あるいは国民の年金税——国民負担といふことにいろいろむずかしい事情があるということを考えまして、これでは乏しいと思いつつもこの程度にきめたわけでござります。少くともこの程度の金額はきあなければならぬと考へておるわけでございます。国民年金制度といふものは、社会保障の一番大きな柱であります。社会保障の目的、憲法第二十五条に規定せられておりますように、健康で文化的な生活を全国民に保障するという理念に立たなければならぬと考えております。健康で文化的な生活といたることは決してその理念に立つたものとは言えないわけでございます。少くとも七千円の線にならなければいけないと思います。しかも大きな理由は、これが現在の時点ではなしに、完成した場合に、三十年後あるいは政府案におきましては四十年後に完成するわけであります。そのような時点においては、当然文化的な健康的なという要件はさらに高くなつておらなければならぬといふことで、少くとも七千円は必要であるといふようなことで、このような金額にいたしたわけでございます。この点におきましても、政府あるいは社

会保障制度審議会の答申といささか意見が違うわけでござりまするが、私どもの考えております根拠を一つ御了解を願いたいと考えておるわけであります。

次に、この年金を実行するためには必要な財源であります。財源につきましては、国庫負担と、私どもでは年金税あるいは政府の方では保険料といふことに相なつております。国庫負担の点は、私どもは一般国民年金保険におきましてもは賄課方式で、支払い時期において五割を支給するという観点に立つております。政府案の方は保険料の五割という説明をしておいでになります。この根底は両方とも違つております。このようにして、お気づきのことく、私どもは支給金額に対する五割でござりますから、保険料に当るべき年金税に対する割合にいたしますると、十割国庫負担ということに相なります。政府案の方は保険料に対しては五割でございますが、支給金額に対しては三分の一国庫負担ということに相なるわけでございまして、そのような厚みのある国庫負担を私どもは決意をいたしまして、この年金を高いものにいたしたいと考えているわけでござります。

次に、年金税並びに保険料についてでござりまするが、私どもの年金税——一般国民年金税は平均月百六十六円の計算に相なつております。平均月百六十六円でございます。これは平均と申したのはそこへ上、下があるからでございます。前に御説明申し上げました通り、一般国民年金税の構成は均合で組み立てられておるわけであります。でございまするから、平均百六十六

六円といいましても、資産のない場合、収入の少い人はその人の賦課せられるべき年金税は、ぐんと減るわけでございまして、極端に収入のない、資産のない場合には、その半額まで下り得るわけでありまして、約九十円の年金税ということにその人にはなるわけであります。従つて、もちろん非常に資産の多い、非常に収入の多い人は、百六十六円よりも高くなることは当然でございます。これは国民健康保険税のよくな体系でございます。で、九十円でございます。この拠出期間は、二十才から五十四才までの三十五年間であります。これに対しまして政府案の方は、二十才から三十四才まで十五年間を月百円、あるいは三十五才から五十九才まで二十五年間を百五十円というような定額方式をとつておられるわけであります。このうちに、所得あるいは資産そういうものに応じて増減をする方式といふ点に大きな差がありますることを御理解をいただければありがたいと存じます。

ことになるわけであります。免除の方は、そのまま自動的に免除になる、それからもう一つは世帯総収入を世帯員数で割った一人当たりの金額が二万四千円以下の場合は免除になります。そのように免除と減額の両制度をとつておるわけであります。で、ここで特に申し上げておきたいことは、何回免除を受けても、何回減額を受けても、極端にいえば三十五年間全部を免除を受けましても、もううときの年金額は全然変りはないという考え方にしております。このようにもらうものはそりやうふうに納められなくても變りがない、払う保険料は収入その他、家庭状態に応じて増減がされているというような点に、私どもは社会保障主義を完全に盛つたつもりでいるわけであります。その点につきまして、私どもの考え方では、政府案の組み立ては社会保障主義といふよりは、社会保険主義といふような形が多いのではないかと考えておるわけであります。

す。政府においては、政府案の第四条で、抽象的に規定をされておられますが、いろいろの政府の御説明があるうかと思ひまするが、私どもは問題点の一番の焦点は、貨幣価値の変動であります。で、貨幣価値の変動に応じて考える、貨幣価値の変動が半分になつた場合には、年金額は倍額にならなければ期待された保障が受けられないわけではありまするが、はつきりいたしませんことには、貨幣価値が半分になつても年金額は二倍にされないで二割増し、三割増しというようなことでございましたならば、国民が国民年金制度を通じて実質的に収奪をされることはありますので、この点はどんなふうにされましたかとおきませんことは、その割合に応じてといふ規定を作る必要があると考へて、そのような規定を入れているわけであります。

万七千円という労働者年金を作り下げたわけでございます。その組み立ての中身におきまして八万四千円という定期部分を作りましたのは、これは労働者と農民、労働者と商人、あるいは労働者と一般的の無職の家庭といふふうに、そういう職業の移転、転換といふことがどんなに行われましても損にならないよう、自動的になるような制度を作りたいと考えて作ったわけでございます。でございまするから、労働者と各職業を移転いたしました場合に、八万四千円の金額は、一般国民年金でも労働者年金でも同じでございまるから、これは完全に確保される。平均六万三千円の部分は、その三十五年の間に労働者になつていた期間の割合においてこれが付加されるということになつて、今問題になつておりますが、通算の問題を完全にこの制度で解決をしようとしたわけでございます。

い、私どもの案の方が多いと思っていて、あります。

次に、私どもの年金は全国民を対象としておるわけでございまして、従つて、労働者の配偶者も強制適用になるわけであります。ところが、政府案の方は、労働者の配偶者は任意適用といふことで規定をされております。これは非常にいけないことはないかと思ひます。全国人民が保障を受ける権利は同じでござります。男女とも同様であるべきはずでございます。任意適用でその道を開かれましても、日本の現在の家庭の状況では、家庭の主婦といふものは主人のことを、子供のことを先に考えて、自分のことを考えない主婦が多く、考へても思い出せない主婦が多い。また、その主婦の立場を理解しない主人が多い、理解しても当面の費用に追われてそれをほんとうに実行するような気に入る主人がいないといふことを考えますと、やはりこれは強制適用にしないと、国民年金からその部分が省かれると私どもは考へているわけであります。

次に、労働者の年金の国庫負担は年額二割であります。その労働者年金と国民年金につきましてなぜ別な制度にしたか、農村あたりで、社会党は労働者のみ優遇するのではないかといつうような理由のまだ説明をしておりませんので、理解の足りない御疑問があると私どもは考へております。しかし、そのようなことは一切考へておらないわけであります。私どもは、月二万円くらいの年金を全国民に保障ができるものであれば、労働者であろうが、農民であろうが、あるいはまた、商売人であろうが、すべて同じ年金に

れないのでござります。ところが、保険料の負担能力あるいは国庫負担能力等によりましてそれが最低七千円という線に至らざるを得なかつたわけござります。七千円は十分だとは考えておりません。でございまするから、でき得ましたならば、労働者なり農民なり、そういう人の、国民の努力において七千円をさらに高めていただくことが必要ではないか、高めていただけるために便利な制度を作るべきではないかと私どもは考えております。それで農漁民その他の方々のことを考えていために便利な制度を作らなければなりません。何かの強制適用をいたしまして場合には、凶作の年には困る、商売の不景気なときには困るということもできますので、この方々にはこれ以上の強制は至難であります。でございまするから、私どもの考えでは、郵便年金などもいいわけでござりますが、もつと合理的な魅力のある年金を政府がいたすようにいたしまして、その方々の計算で自分の将来の年金を高めていく道を開くべきであろうと思ひます。

生産手段のない労働者には、何らかの方法で高い年金をやる必要があると考えまして、そのほかに労働者は、特にこうした年金を用意するのに非常に便利な状態にござります。というのは、月々現金収入が低賃金ではござりますが、ござります。その現金収入を月強制徴収で強制的に差し引きいたしましたならば、非常に苦しいとはいまで、たゞこの候約その他でそれが実際埋まつていくという状態がございます。そういう状態がござりますので、必要度が多くて、その必要に対応するだけの年金を用意するのに工合のいい状態にあるという点を考えて、年金保険料を高くし、そうして年金額を大きくしたわけでございます。

ところで、そういう意味でしたわけでございまして、労働者とほかの国民を差別する考え方はございませんが、ところで、今度は国庫負担であります。高くしたものに国庫負担を同率に課しましたならば、いかに労働者の必要の度合いが多くても、それだけ国庫金はよけい回るじゃないかということに相なると存じます。そこで、労働者年金の国庫負担額は二割であります。二割でありますと、今度は労働者の方が少いではないかということに相なると存じます。ところが、この二割は、十四万七千円に対する二割でございまして、八万四千円という一般国民年金に換算をいたしますると、三割五分に相なります。賃金比例部分がござりますので、低賃金が改訂されて賃金が上昇いたしまするから、完成時にお

いては大体五割程度になります。大体並行するものと私どもは考えております。この点は、理論的に完全にすつきりと割り切れているということは私ども言えないことに存じます。現在の国民健康保険、健康保険の国庫負担の率の差、あるいは日雇健康保険の差、その他を御勘案いたければ、現在としては妥当なものを考えたとおっしゃつていただけるのではないかと私どもは考えております。

次に、労働者年金あるいは一般国民年金を通していささかの工夫をいたしております。ともに支給を受ける年限は六十才でございますが、人によつて老齢度が違います。五十九でも老衰されて年金が口から手が出るほどほしい人もありますが、六十三才でも堂々と活躍されて収入があつて今は要らぬ、六十五ぐらいになつたらたくさんくれといふような御要望の方もあらうと思ひます。そのために基準を六十才にいたしまして、五十五才から六十五才までの間に於て本人が希望する年令から支給を受けるというような国民年金の実情に沿うよくな配慮をすべきかと考えまして、かよくな制度を入れたわけござります。この場合、当然早くもらは人はもらは金額が減額される。おそらくまで待つ人はもらは金額がふえるということは数字上当然でございます。かよくな数字計算を持った金額に相なるわけであります。

次に、無拠出年金の方に移さしていだきたいと思います。無拠出年金は、社会党では特別年金という形で呼んでおります。社会党の特別年金中の養老年金は、政府の老齢保護年金に当るわけであります。母子年金は母子援

びつたり同じではございませんが、大体対応いたしております。社会党の方でこの無拠出年金の組み立ては、わが党では、初年度千二百十二億という平年度計算にいたしまして金額を支出する決定をしておるわけでござりますけれども、政府案の方は、平年度三百億円程度であります。全額の差はともかくといたしまして、金額はこのぐらいの限度があるという立場においてはどう配分すべきかということを考えますと、年金といふものは所得のない人に所得保障をやるということが第一前提であります。次に、そういうことで、それをなるべく広くそういう人にするというのが二番目の考え方であります。ところで、すべての人にお渡ししなくともお渡しする原資に限りがございましたならば、これをどういうふうに渡すかという配慮をいたさなければなりません。そういう場合には、年金の所得保障をする必要の度の多い人に厚みをかけるという原則に立たなければならぬと私どもは考えたわけであります。かような意味で、この無拠出年金の配慮をいたしております。でございますから、無拠出年金は最も金額の厚いものは障害年金であります。次に母子年金であります。次に養老年金であります。政府案の方は、そういう配慮がほとんどないと私どもは考えておるわけでござります。ごく平明になつております。ただし、小山さんの御説明にありましたように、金額においては百のうち三十五億そこに振り向けるという御努力のあつたことは、私どもは理解いたしておりますけれども、社会党案と比較した場

合におきましては、そら厚みがかかる
と、政府案の方は七十才から開始、月千
円といふものになつております。所得
要件であります所得制限につきまして
は、後に申し上げるとして、基本的に
七十才から月千円であります。わが社
会党の養老年金は六十才から開始であ
りまして、六十五才から倍になります
。一番高いところの金額は六十五才
のところで月二千円、年二万四千円で
あります。これは高いところの比較で
ござりまするが、最初は月千円、次は
月二千円、従つて、二万四千円になる
わけであります。月二千円と月千円と
比べますと、約倍ということにその時
点においてはなるわけでござりまする
が、政府案の方では、夫婦ともにもらつ
た場合のときにはおのおの二割五分
減ということになります。二人で一人
半分をもらうということに相なるわけ
でございまして、その点においてはい
ささかその比率が變つて参るわけであ
ります。

次に、所得制限でござりまするが、
所得制限は、政府案の方は三段階の所
得制限をしておられます。本人が十三
万円以上の所得のあるときには、この
年金は、養老年金は本人に支給がされ
ません。

次に、配偶者所得制限という非常に
変つた制度がござります。この制度
は、配偶者が十九万円ぐらいまでの所
得がある、十九万円以上の収入がある
場合には、その配偶者たるだんなさん
である場合には、奥さんのおばあさん
の方にはその年金がもらえないといふ
ような制限でございます。

次に、世帯の制限が世帯五十万ということになつております。本人所得制限、配偶者所得制限、世帯所得制限といろいろな三種類があるわけあります。日本社会党的方は二段階の制限であります。本人所得制限と世帯所得制限の二つであります。本人の方は年額十三万円は政府の案と同額であります。世帯所得制限は、基本的に三十六万ということに相なつております。その点において五十万と三十六万といふ差がござりまするが、別に二十万という配偶者所得制限があるという、この点について、どうか御比較の上で御審議をお願いいたしたいと思います。実際的には、農家におきましては家督相続をさせません。でございますから、農家の老人はほとんど死ぬまで自分が所有権を持つております。農家収入は全部その人の所有になる、実際、むすこさんが働いておりましても、そなりますと、政府案の配偶者所得制限に引っかかって、しかも能力がなくて病氣で寝ていてる女の老人にも、一文も年金が入らないということが起るわけであります。このような配偶者所得制限ということは非常に不合理かと思います。所得能力のない人が年金を受給するということが第一要件であり、次に、年金が限られているから、暮しの楽な人には御遠慮願うという第二の段階を作りましたときに、まん中の配偶者所得制限といふものは意味のないものだと私どもは考えているわけでございまして、日本社会党では、このよくなまん中の所得制限の制度はとつておらないわけであります。

万円をその半分の金額にいたしております。同じ金額を高い金額にして、十八万円から三十六万円を政府のように五十万円以下一律にいたしておきます。これは先ほどの厚みを、必要な度の多い人に厚みをかけるという考え方によるわけであります。同じ金額を方によるわけであります。同じ金額を政府のように五十万円以下一律にいたしておきますと、年収世帯収入十万円しかないところも、五十万円もあるところの老人にも、同じ金額しかいかないということになります。これではほんとうに必要なところに厚みをかけて分けるというようなことにならないと思いますので、日本社会党の案を一段階で十分ではございませんけれども、段階を設けまして、そのような厚みをかける趣旨に合うように作った次第でございます。

ますが、母子年金の世帯所得制限について申すのを抜かしました。政府案の方は、十三万円以下の母子世帯のみにこれをやることになつておまりして、加給によつて十三万円を少し上回る点があります。この点、私の説明が間違つていましたならば、厚生省側で御訂正を願いたいと思いますが、大体そういうことになつております。社会党の方は、たゞいま申し上げました金額は十二万円以下の世帯でございまして、十二万円から十八万円までの世帯にはその半額を支給することになつております。大体基本的に十八万円以下の母子家庭に適用し、さらに加算その他他で実質は十八万八千あるいは二十万円ぐらいまで、先ほど御説明のようにうわ上げ調整ということで、実際はそれまでの世帯に適用されることになつてします。

は、御承知の通り、このような規定がございませんから、二つの会計から支払えることになります。もちろん金額は生活保護額と同様といふ額になります。これでは一番氣の毒な生活保護階級の母子家庭、老齢家庭、あるいは障害者家庭の対象者が救われないと考えております。ただし、これにつきましては、坂田厚生大臣が非常な御配慮をなされまして、加算その他を考慮しておられるらしいのでございまして、加算その他を考慮しておられるらしのでございまが、残念ながら、今までのところ、法律にはそれが載つておらないわけでございます。

次に、そういうことで大体の御説明を終らしていただき次第でござりまするが、このよくな年金を作りますのも、考え方を一つだけ申し上げさせていただきたいためであります。

日本社会党では千二百十二億の年全額の支出を踏み切った。政府では三百億である。社会党案は確かにね上げた考え方があるようにお思いの方もあるらかと思います。しかし、そなではなしに、ほんとうに全國民に健康で文化的な所得保障をしたいという考え方方に立つて、一生懸命方法を検討したためにこういうことができるようなことになりました。その一つの一番大きな金を申し上げますと、賦課方式といふ方式に年金制度全体を踏み切つたからであります。政府案の方は、完全積立金方式、ここに大きな相違があるわけであります。で、今、政府案も社会党案も、拠出制を根本とするということは、両方同じ制度であります。無拠出制を過渡的、補完的にやるということと同じ考え方であります。しかし、そ

の拠出制を完全積立金方式にすることによって壁ができる、年金額が高くならない、年金支給年令が引き下げられないという要件が出て参ります。それは、先生方に申し上げるのは別途に説法でございますけれども、たとえば、無拠出年金である現在の老人、未亡人、身体障害者は、どうしてもただの年金を上げなければならぬ条件がござりまするし、ここでそういうことを立法しておいて、現在の生産年令人口である青少年が、全部自分で将来の老齢とか疾病とか、全部自分で用意をいたしますならば、現在働いている人が二重負担をするということになります。親孝行はしたけれども、子供たちの親孝行は望まないということになるわけであります。それでも勇敢にそれでいいと言われるならばそれでけつこうでありますするが、実際に無理がございます。現在、労働者は低賃金であり、失業者は充満しており、農業、零細企業者は非常に経営が困難だ。現在の生産年令人口は非常に苦闘にあえいでいるわけであります。将来、三十年後、四十年後の社会は、政府あるいは各政党の政治に関与するものの努力によって、産業人の努力によつて、労働者の努力によつてもつといい社会になつてはいるわけであります。そのもつといい社会になつて楽になつて子供たちには一つも親孝行をさせない、今苦しんでいる生産年令人口が親にはなつてはいるわけであります。そのもつといい社会になつて樂になつている子供たちには一つも親孝行をさせない、親孝行を十分し、自分の用意は全部自分で用意する、こゝいう考え方是非常に無理であろうかと考えます。この無理な観点に立つておりますがゆえに、政府がピーク時においても六百億円をこ

える年金支出を確保しながら、政府案が非常に乏しい内容になつたのも、最大

原因是ここにあると私どもは考へて

おります。私どもは、このよろな障壁を乗り越えるために、親孝行は、年金制度は社会的に互いに助け合う制度でありますとともに、それを次代を通じてインター・ゼネレーションの親孝行にする、インター・ゼネレーションの助け合

いにする、そこまで広げるために賦課方式を半分踏み切ることによつて、そ

してこの年金制度をりつぱなものにして、このようないたしたわけ

でござります。そのために国庫負担に踏み切つたという要件を入れまして、

社会提案が政府案と非常に内容が違つたところの一番大きな原因がそこにございまます点を、どうか御理解をいただ

きまして、御審議を賜わりましたならば幸いだと存じます。

○委員長(久保等君) 本日は時間の関係もありますので、細部説明にとどめまして、質疑は次回以降にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

三月十日本委員会に左の案件を付託されました。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満州國軍日系軍官及び生徒の

戰病没者遺家族援護に関する請願

(第一一二三二号)

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

(第一一二五一号)(第一一八五号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一二二二号)(第一一二三六号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一二九一号)(第一一二九二号)

一、指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願

(第一一六五号)(第一一六六号)

一、クリーニング業法の一部改正に関する請願

(第一一七二号)(第一一七三号)

一、血圧国家管理法制定に関する請願

(第一一二一〇号)(第一一二一〇号)

一、栄養士法の一部改正に関する請願

(第一一二五四号)

一、はり、きゅう術の科学的研究所設立に関する請願

(第一一二七七号)

一、国立療養所入所長期療養患者の療養等に関する請願

(第一一二九〇号)

一、元満州國軍日系軍官及び生徒の戰病没者遺家族援護に関する請願

(第一一二三二号)

一、社会労働委員会会議録第十五号

昭和三十四年二月十二日【參議院】

請願者 東京都新宿区花園町四八蘭星会内 石丸志都磨外二名

紹介議員 平島 敏夫君

磨外二名

元満州國軍日系軍官は勅令の定めるところに従い日本軍人としての身分を保有し東軍司令官の指揮監督下にあり常に国防のせん端にあつて日本國軍と同様の立場において任務に服しておつたもので、すでに戦前における日系軍官の犠牲者に対しては日本軍人としての身分に応じて処遇されていたのである

が、終戦時における犠牲者に対する特別未帰還者として認められたにすぎず、國家のために殉じたこれら英靈並びに遺族に対しても遺憾な処置であるから、日系軍官等の戦死者(約二百名)の遺族に對し恩給法又は遺族援護法を日本軍人と同様に適用される

よう同法を改正すると共にソ連に抑留中死没した陸軍軍官学校予科生徒(約百名)の遺族に對しても遺族援護法を適用するよう同法を改正せられたいとの請願。

第一一五一号 昭和三十四年二月二十七日受理

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

(第一一五〇号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五二号)

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

(第一一八五号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五〇号)

一、公衆衛生の重要化に伴い、保健所業務がますます増加するにかかるわらず、その人的及び物的設備はまことに不完全でその機能を十分發揮できないばかりでなく、国民保健上重大な障害をきたすおそれがあることは極めて遺憾であるから、政府はすみやかに保健所に勤務する全職員を国庫負担の対象とするとともに、保健所のすべての経費に対する国庫負担率を二分の一に引き上げ、あわせて保健所職員の待遇を改善するため来年度から四十四億三千八百六十七万三千円に増額せられたいとの請願。

第一一七四号 昭和三十四年二月二十八日受理

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

(第一一七四号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一七五号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一七六号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一七七号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一七八号)

の熱望により、昭和三十一年法律第百六十号により三箇年、更に同三十三年法律第七十一号により三箇年再延期となつた。しかして療術業者の業務の存続がほとんど確定的となつた今日においては、医療行政の見地からも、すみやかに療術の禁止を解除して、療術業者ができるよう早急に立法措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 茨城県水戸市新町三ノ一八稲葉虎四郎君

紹介議員 森 元治郎君

日受理

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

(第一一五〇号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五二号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五三号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五四号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五五号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五六号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五六号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五七号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五八号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一五九号)

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

(第一一六〇号)

この請願の趣旨は、第一一五〇号と同じである。

第一一二三六号 昭和三十四年三月三日受理

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 茨城県水戸市新町三ノ一八稲葉虎四郎君

紹介議員 森 元治郎君

日受理

一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 大分県大分郡湯布院町川上溝口スエカ外四十三名

紹介議員 後藤 文夫君

日受理

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 岐阜県岐阜市徹明通り五丁目岐阜県連合治療師会本部内幅貞吉

紹介議員 古池 信三君

日受理

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町四ノ四七八郡司貢

紹介議員 那 祐一君

日受理

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町四ノ四七八郡司貢

紹介議員 高橋 衛君

日受理

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町四ノ四七八郡司貢

紹介議員 高橋 衛君

日受理

(二通)

第一一七四号 昭和三十四年二月二十八日受理

一、保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町四ノ四七八郡司貢

紹介議員 高橋 衛君

日受理

請願者 千葉県香取郡大栄町津富浦 葛生あき外百十 紹介議員 片岡 文重君 六名	第一二三九号 昭和三十四年三月四日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 (四通)	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。		
請願者 高知県幡多郡大方町御坊畠大方町連合婦人会内 松木梅屋外三十九 紹介議員 坂本 昭君 名	第一一二九一号 昭和三十四年三月五日受理 この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。	紹介議員 紅露 みづ君 この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。		
請願者 岩手県大船渡市赤崎町字佐野八四大船渡市連合婦人会内 佐々木キヨミ 紹介議員 鶴見 祐輔君 名	第一一二四四号 昭和三十四年三月四日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 請願者 東京都墨田区向島須崎町一一八 梶口たけ外十六名 紹介議員 島 清君 名	第一一二九二号 昭和三十四年三月五日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 請願者 東京都墨田区向島須崎町一一八 梶口たけ外十六名 紹介議員 島 清君 名	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。	紹介議員 紅露 みづ君 この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
請願者 福岡県京都郡勝山町下林黒田黒田婦人会内 林ヨネ外百一名 紹介議員 西田 隆男君 名	第一一二四五号 昭和三十四年三月四日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 (六通)	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。	第一一二四四号 昭和三十四年三月四日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 請願者 東京都墨田区向島須崎町一一八 梶口たけ外十六名 紹介議員 島 清君 名	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
請願者 福島県郡山市大槻町下町大槻婦人会内 岡部スエ外百二十八名 紹介議員 田畑 金光君 名	第一一二五六号 昭和三十四年二月二日受理 指定医薬品等販売業者資格の法制化に関する請願 (八通)	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。	第一一二九二号 昭和三十四年三月五日受理 保健所費国庫補助増額に関する請願 請願者 東京都墨田区向島須崎町一一八 梶口たけ外十六名 紹介議員 島 清君 名	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
請願者 東京都渋谷区上通一ノ十八日受理 指定医薬品等販売業者資格の法制化に関する請願 (六通)	第一一二七三号 昭和三十四年二月二十八日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願 請願者 東京都渋谷区上通一ノ二全日本薬業士連合会内 萩沢政吉外八名 紹介議員 小笠原 三三男君 名	この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。	第一一二六六号 昭和三十四年二月二日受理 十日受理 指定医薬品等販売業者資格の法制化に関する請願 (六通)	この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
請願者 東京都渋谷区上通一ノ六ノ二玄島県クリーニング環境衛生同業組合会内 佐々木好 紹介議員 藤田 進君 山田節男君 名	第一一二二〇五号 昭和三十四年三月二日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願 請願者 岡山県玉島市日之出町六六四岡山県クリーニング環境衛生同業組合会内 佐々木好 紹介議員 秋山 長造君 名	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	第一一二一八六号 昭和三十四年三月二日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願 請願者 神戸市生田区下山手通二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合会内 湯浅千万之助 紹介議員 松浦 清一君 名	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
請願者 東京都渋谷区上通一ノ二全日本薬業士連合会内 萩沢政吉外八名 紹介議員 小笠原 三三男君 名	第一一二一七二号 昭和三十四年二月二十八日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願 請願者 岡山県玉野市玉二九五岡山県クリーニング環境衛生同業組合会内 湯浅千万之助 紹介議員 近藤 鶴代君 名	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	第一一二一八六号 昭和三十四年三月二日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願 請願者 神戸市生田区下山手通二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合会内 湯浅千万之助 紹介議員 近藤 鶴代君 名	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第一二〇六号 昭和三十四年三月二日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	請願者 岩手県盛岡市上田小路 弘益倉クリーニング店 内 山口辰之助
紹介議員 大矢 正君 長市川米三郎 境衛生同業組合理事	請願者 札幌市北八条西四丁目 北海道クリーニング環境衛生同業組合理事長
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二一〇号 昭和三十四年三月三日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二五三号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 高知市北本町三ノ五高知県クリーニング環境衛生同業組合内 濑徳藏	請願者 神戸市生田区下山手通り二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合内 小泉亀治
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二五一号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二七五号 昭和三十四年三月五日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 坂本 昭君 同業組合内 高田一男	紹介議員 松澤 兼人君 同業組合内 高田一男
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二五二号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二四五号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 藤野 繁雄君 生同業組合理事長 浦川清藏	紹介議員 久保 等君 内 荒木正三郎
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二五三号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二九〇号 昭和三十四年三月五日受理 国立療養所入所長期療養患者の療養等に関する請願
紹介議員 坂本 本亘	紹介議員 森 元治郎君 井鹿島療養所内 塚本伴嗣
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二五二号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二七七号 昭和三十四年三月五日受理 高血圧は人類死亡の最大原因であり、とくにわが国においては高血圧により身体的障害を受ける者が、はなはだ多くある。
紹介議員 藤野 繁雄君	紹介議員 坂本 昭君 日受理
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	請願者 高知市本町一五七橋
第一二五三号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二三三八号 昭和三十四年三月四日受理 血圧国家管理法制定に関する請願
紹介議員 中野 文門君 同業組合内 高田一男	紹介議員 中野 文門君 同業組合内 高田一男
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。
第一二五二号 昭和三十四年三月四日受理 クリーニング業法の一部改正に関する請願	第一二七七号 昭和三十四年三月五日受理 厚生省は先般の全国民生部長会議において、生活保護、入院医療扶助の対策を早急にたてきびしく監査するよう指示を行つたが、これがため長期療養者に対する扶助の打切り等が全国的に行われた結果、全治しないのに退院を余

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局